

平成 23 年 1 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 有志一同

拝啓 貴委員会における会計基準の向上に係るご努力、ご尽力に厚くお礼申し上げます。
さて、平成 22 年 12 月 22 日付けにて公表された企業会計基準公開草案第 45 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「四半期会計基準（案）」という。）等に関する私どもの意見を別紙のとおり提出いたしますので、よろしくご検討下さいますようお願い申し上げます。

なお、私どもの意見は、我が国における財務会計の実務をより一層向上させることを願うての意見であります。私どもの意見が、公開草案に関する理解不足から、貴委員会の真意と異なっている場合には、ご寛容の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

四半期会計基準（案）等－公開草案コメント

【略称】

基＝四半期財務諸表に関する会計基準（案）

適＝四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）

金＝金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）

賃＝賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）

1. 任意開示にかかる継続性について（基 5-2 項、基 7-2 項、基 37-2 項、基 55-2 項） （コメント）

四半期会計期間における「四半期損益及び包括利益計算書」又は「四半期損益計算書」および「四半期包括利益計算書」、ならびに第 1 四半期会計期間および第 3 四半期会計期間の「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」について任意開示とされているが、その前提として、同一年度内の各会計期間および年度間における首尾一貫性が求められる旨を明記すべきである。

（理由）

任意開示とされた計算書のうちいずれを開示するかは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号）にて定義される会計方針には該当しないため、この点からすれば継続性は求められないこととなる。しかし仮に首尾一貫性を求めないとすれば、四半期会計期間ごとに開示を行う期と開示を行わない期があることにより比較可能性が阻害され、財務諸表利用者に混乱を招くおそれがあると考えられる。

したがって、任意開示にかかる方針については、継続性を求め、みだりに変更はできないことを明記すべきであると考えられる。

2. 任意開示の計算書と注記との整合性（基 58-3 項、基 59-2 項） （コメント）

任意開示となっている四半期会計期間の「四半期損益及び包括利益計算書」または「四半期損益計算書」および「四半期包括利益計算書」について、会社が開示することを選択した場合、セグメント情報および 1 株当たり情報についての注記は任意とされているが、開示を行う旨を記載すべきである。

（理由）

セグメント情報および 1 株当たり情報のうち 1 株当たり利益について、四半期会計期間にかかる損益の状況を開示しているにも関わらずセグメント情報および 1 株当たり情報の注記を記載していない財務諸表では、一体としての財務諸表を形成しないと考えられ、（本

基準および適用指針（案）と直接関連しないが）監査人によるレビュー報告書の適正性に関する結論についても、同じ「四半期損益及び包括利益計算書」または「四半期損益計算書」および「四半期包括利益計算書」を対象としていてもその意味するところが異なるという結果が生じかねない。

また、基準 第 58-3 項および第 59-2 項では、「財務諸表利用者の開示ニーズを踏まえて、財務諸表作成者の任意により行う」としているが、そもそも財務諸表利用者のニーズを踏まえるのであれば、任意開示ではなく強制とすべきである。

したがって、基準第 7-2 項を適用した場合には、四半期会計期間のセグメント情報および 1 株当たり情報についての注記も行う旨を記載すべきと考える。

3. キャッシュ・フロー計算書を開示しない場合の注記（基 19 項、基 25 項、基 36-2 項） （コメント）

第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期キャッシュ・フロー計算書を開示しない場合に、減価償却費及びのれん償却額の注記が求められるが、この 2 項目以外にも推計困難な重要な非資金損益項目がある場合の開示を妨げない旨を明記すべきである。また減価償却費については、年度や四半期のキャッシュ・フロー計算書にて開示されている減価償却費について開示する旨を明記すべきである。

（理由）

基準 第 36-2 項では「検討の結果、重要な非資金損益項目のうち、貸借対照表及び損益計算書より推計することが困難な減価償却費及びのれんの償却額について、注記による開示を求めることとした」とされている。これは第 1 四半期会計期間及び第 3 四半期会計期間において、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示を省略することができることとする代わりに追加の開示を求めた趣旨と認識しているが、この趣旨を鑑みれば、この 2 項目以外にも「重要な非資金損益項目のうち、貸借対照表及び損益計算書より推計することが困難」なものについて開示することは、財務諸表利用者にとって有用と考えられる。

また、ここで注記すべきとされる減価償却費については、例えば有形固定資産の減価償却費のみでよいのか、他の項目も含めるのかといった点が不明確となっている。ここで比較可能性という観点からは、年度や四半期のキャッシュ・フロー計算書にて集計・開示されている減価償却費を注記することが、財務諸表利用者にとって有用と考えられることから、その旨を明記すべきと考える。

4. 改正基準に伴う適用指針等改正について（適 80 項、金 40 項、貸 32 項） （コメント）

「四半期財務諸表に関する会計基準」の改正とともに、企業会計基準適用指針公開草案第 45 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の改正案が提示されている。この適

用指針の第 40 項については、改正案で削除されているが、削除しないことが適切と考える（企業会計基準公開草案第 46 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」第 32 項についても同様である）。

（理由）

同適用指針改正案の第 41 項において「本適用指針第 40 項（平成 XX 年改正により削除）で参照している四半期財務諸表の注記に関して、その要否を検討する場合、項目によっては比較すべき前事業年度末の情報が開示されていない場合のあることを懸念する意見もあった。」とされているが、第 40 項が削除されていることについて括弧書きで記載はされているものの、第 40 項自体が削除されていることに伴い、意味するところが不明確となっていると思われる。したがって、当該項目については削除すべきではないと考える。

以 上